

表 12 人口規模別、次世代育成支援対策事業の実施数と実施率

	町村(1~2万人程度)		市(5万人程度)		広域市町村(10万人前後)		特例市・中核市		指定都市	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合	度数	割合
公立認可保育所:延長保育	144	40.7	257	75.8	166	89.7	64	95.5	22	100.0
私立認可保育所:延長保育	110	52.4	267	87.0	169	96.0	67	100.0	22	100.0
公立認可保育所:特定保育	18	5.1	30	8.8	24	13.1	11	16.2	5	25.0
私立認可保育所:特定保育	12	5.7	48	15.8	43	24.9	20	30.3	7	36.8
病児保育	14	3.5	39	10.8	36	19.4	17	25.0	9	42.9
病後児保育	29	7.9	118	32.8	106	57.0	64	94.1	20	95.2
一時預かり	243	59.3	319	87.9	184	98.9	67	98.5	19	90.5
保育ママ事業	9	2.2	16	4.4	21	11.3	20	29.4	9	40.9
認可外保育所補助	40	16.6	104	35.9	103	56.3	47	69.1	19	86.4
放課後児童健全育成事業への上乗せ措置	91	27.5	147	43.0	100	56.2	48	71.6	15	78.9
放課後子ども教室推進事業	105	25.6	135	37.1	88	47.8	44	65.7	14	70.0
出産祝い金の支給	179	43.2	84	23.3	32	17.4	10	14.7	4	19.0
幼稚園授業料等の負担軽減措置	189	49.0	298	82.8	176	95.1	66	98.5	22	100.0
貸与奨学金事業	188	47.0	171	47.5	105	57.1	44	65.7	9	40.9
子どもの医療費助成	381	94.1	354	97.5	184	98.4	68	100.0	21	100.0
不妊治療助成事業	92	22.4	104	28.7	64	34.2	35	51.5	16	80.0
お見合い事業	49	11.9	54	14.9	16	8.6	8	11.8	1	4.5
ファミリー企業の認定・表彰	2	0.5	2	0.6	1	0.5	4	5.9	9	40.9
ファミリー企業の経済的支援	2	0.5	10	2.7	13	7.0	6	8.8	5	22.7

等の負担軽減措置は市以上の自治体では8割から10割の実施率を示している。貸与奨学金事業については、全国的に4割から6割の実施率となっている。子どもの医療費助成については、全国的に実施されている。これは事業開始理由において示されるが、国策として1970年代に国からの補助金が得られたことによって制度が全国的に作られたことによるものである。不妊治療助成事業については、指定都市で8割の実施率があるほかは、2割から5割となっている。お見合い事業については、全国的に実施率は低いが、指定都市以外の都市で1割程度の実施率となっている。ファミリーフレンドリー関連の支援については、指定都市でやや実施されているほかは、ほとんど実施されていない。

次世代育成支援対策事業の実施状況について、保育事業全体は都市部での需要をもとに手厚い補助がなされていることがわかる。また、不妊治療助成やファミリーフレンドリー関連の支援についても都市部での実施率が高いことが示された。町村や市などの自治体では、出産祝い金やお見合い事業が都市部に比べて実施率が高く、その他の事業については実施率でみると低い傾向にあることがみられた。

次に表13aから表13sまで事業開始年と事業開始理由のクロス表を示している。事業開始理由は、「国の方針に従うため」、「他の自治体が策定したから」、「補助金があったから」、「市民の要望があったから」、「首長の公約があったから」、「その他」の6つの理由項目に当てはまるもの全てを記入させている。一般的に少子化対策の必要性が認知されたのは1989年

の「1.57ショック」以降とされ、多くの事業が1990年代以降において事業が開始され、その多くが「国の方針」と「補助金」、そして「市民の要望」が多くを占めている。

保育事業については、延長保育については、公立・私立を別に国の方針および市民の要望により1950年以前から行われてきた。1990年以降は補助金による影響もあり、事業開始数が増加していることがわかる。特定保育については、回答数が少ないが、2000年代以降に多く実施されてきており、事業開始理由は国の方針、補助金、市民の要望の3セットとなっている。病児保育および病後児保育については、1990年代から増え始めており、2000年以降かなり増加している。一時保育についても同様の傾向となっている。保育ママは絶対数は少ないものの1960年以降行われてきている。認可外保育所への補助については、1960年以降いくつか行われてきており、1970年代に補助金や市民の要望をもとに一度ピークがきており、1990年代以降から再び増加している。

その他の事業については、放課後児童健全育成事業上乗せ措置については、市民の要望をもとに1960年代以降行われてきており、2000年以降、増加している。放課後子ども教室推進事業は2000年以降、国の方針、補助金、市民の要望の3セットにより事業が開始されている。出産祝い金は、市民の要望のほか、他の自治体が策定したからや首長の公約であったというものが多くみられることに特色がみられる。幼稚園授業料等の負担軽減措置については1970年代に国の方針及び補助金の影響から現在に至るまで事業が行われてきている。貸与奨学金事業は市民の要望をもとに1950年代から一定数事業が開始されている。お見合い事業については、2000年以降、市民の要望により事業が開始された自治体はいくつかある。子どもの医療費助成については1970年代に国の方針、補助金、市民の要望のほか他の自治体の策定、首長の公約など、事業開始のピークをむかえ、その後一定数ずつ事業が行われている。実施率については表10の通りである。不妊治療助成は2000年以降、国の方針や市民の要望などにより事業が開始されている。ファミリーフレンドリー関連については、1970年代から少しずつみられるが、事業が開始され始めたのは2000年以降となっている。

少子化対策および次世代育成支援対策事業のほとんどは、国の方針による国策事業であり、市町村は実施主体であり、上乗せ事業については1990年代以降となっている。全体的な実施率の動向については、表10でみたように、指定都市を中心とした都市部においてみられ、事業開始理由のほとんどが国の方針、補助金、市民の要望となっている。

表 13a 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：公立認可保育所：延長保育

公立認可保育所：延長保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	6	8	5	3	10	68	100
他自治体が策定したから	1	0	0	0	0	6	7
補助金があったから	4	1	0	3	6	38	61
市民の要望があったから	8	12	11	13	16	113	232
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	3	7

表 13b 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：私立認可保育所：延長保育

私立認可保育所：延長保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	2	5	1	5	14	59	60
他自治体が策定したから	0	0	0	1	0	3	5
補助金があったから	2	1	2	4	12	54	78
市民の要望があったから	7	7	6	11	30	120	139
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	0	5

表 13c 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：公立認可保育所：特定保育

公立認可保育所：特定保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	1	9	20
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	1	3
補助金があったから	0	0	0	0	1	6	17
市民の要望があったから	0	0	1	0	1	15	37
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	1	0

表 13d 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：私立認可保育所：特定保育

私立認可保育所：特定保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	0	12	23
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	1	0
補助金があったから	0	0	0	0	0	5	34
市民の要望があったから	0	0	0	0	0	13	53
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	0	1

表 13e 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：病児保育

病児保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	2	2	27
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	0	4
補助金があったから	0	0	0	0	1	3	33
市民の要望があったから	0	0	0	0	1	10	60
首長の公約だったから	0	0	0	0	1	0	1

表 13f 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：病後児保育

病後児保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	1	18	88
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	1	8
補助金があったから	0	0	0	0	1	19	89
市民の要望があったから	0	0	0	0	1	34	187
首長の公約だったから	0	0	0	0	1	1	9

表 13g 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：一時保育

一時保育 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	1	0	0	0	4	98	130
他自治体が策定したから	0	0	0	0	1	7	21
補助金があったから	1	0	0	1	3	69	123
市民の要望があったから	2	0	0	2	7	177	307
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	1	6

表 13h 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：保育ママ

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	3	5	2	1	11
他自治体が策定したから	0	0	1	0	0	1	2
補助金があったから	0	0	4	1	2	0	7
市民の要望があったから	0	0	4	7	7	1	14
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	0	1

表 13i 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：認可外保育所への補助

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	7	2	7	14
他自治体が策定したから	0	0	0	1	0	3	2
補助金があったから	0	0	2	15	7	17	41
市民の要望があったから	0	0	5	25	9	20	25
首長の公約だったから	0	0	0	1	0	0	3

表 13j 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：放課後児童健全育成事業上乗せ措置

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	1	0	3	1	4	14	29
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	1	4
補助金があったから	0	0	0	3	2	8	28
市民の要望があったから	1	0	11	14	14	59	143
首長の公約だったから	0	0	0	2	1	1	7

表 13k 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：放課後子ども教室推進事業

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	0	3	203
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	0	4
補助金があったから	0	0	0	0	0	2	110
市民の要望があったから	0	0	1	1	0	5	110
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	0	8

表 13l 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：出産祝い金支給

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	3	0	1	0	5	3
他自治体が策定したから	0	0	1	1	0	8	7
補助金があったから	0	0	0	0	0	1	0
市民の要望があったから	0	1	0	1	1	11	22
首長の公約だったから	0	0	0	0	2	19	31

表 13m 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：幼稚園授業料等の負担軽減措置

事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	1	0	6	153	40	28	58
他自治体が策定したから	0	0	0	9	1	4	7
補助金があったから	0	0	3	62	18	18	30
市民の要望があったから	0	2	3	56	23	19	28
首長の公約だったから	0	0	0	5	0	2	14

表 13n 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：貸与奨学金事業

貸与奨学金事業 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	6	11	8	5	4	8
他自治体が策定したから	0	2	6	5	2	3	2
補助金があったから	0	1	2	3	3	0	0
市民の要望があったから	1	23	55	18	23	20	37
首長の公約だったから	0	2	2	1	0	3	5

表 13o 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：お見合い事業

お見合い事業 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	1	0	1	0	0	0	2
他自治体が策定したから	0	0	0	1	2	1	3
補助金があったから	0	0	0	0	0	1	4
市民の要望があったから	0	0	4	5	1	7	24
首長の公約だったから	0	0	0	1	0	2	6

表 13p 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：子どもの医療費助成

子どもの医療費助成 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	1	0	0	76	6	30	30
他自治体が策定したから	0	0	0	42	5	13	26
補助金があったから	1	1	1	139	12	44	58
市民の要望があったから	0	2	0	127	12	59	87
首長の公約だったから	0	0	1	41	4	14	45

表 13q 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：不妊治療助成

不妊治療助成 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	0	0	105
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	0	44
補助金があったから	0	0	0	0	0	0	49
市民の要望があったから	0	0	0	0	0	0	123
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	0	39

表 13r 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：ファミリーフレンドリー企業の認定・表彰

ファミリーフレンドリー企業の認定・表彰 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	0	0	0	0	0	7
他自治体が策定したから	0	0	0	0	0	0	1
補助金があったから	0	0	0	0	0	1	0
市民の要望があったから	0	0	0	0	0	0	1
首長の公約だったから	0	0	0	0	0	1	0

表 13s 次世代育成事業の事業開始年別事業開始理由：ファミリーフレンドリー企業への経済的支援

ファミリーフレンドリー企業への経済的支援 事業開始理由	事業開始年						
	1950年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年以降
国の方針に沿うため	0	1	0	1	2	5	14
他自治体が策定したから	0	1	0	2	2	4	23
補助金があったから	0	1	0	2	2	5	19
市民の要望があったから	0	0	0	0	0	2	2
首長の公約だったから	0	0	0	0	1	0	5

3 次世代育成支援対策事業の有効度と自治体の施策分野

「次世代育成支援対策に関する自治体調査」は、地方自治体の次世代育成支援対策担当者に保育事業や学童保育事業等の個別政策の次世代育成支援対策事業としての有効度について6段階で聞いている。有効度を6段階で聞いている理由は、全体のカテゴリの中心（たとえば、5段階の3）を置いてしまうとその数値に回答が偏ることが多いため、そのような調査設計上の誤差の拡大を避けるためである。

表14は次世代育成支援対策としての有効度の記述統計を示している。数値の色づけについては、6段階に占める割合が高いセルから3番目までに行っている。これをみると、「子どもの医療費助成」が平均値5.124と最も高く、有効である（スケール6）と回答した担当者が4割となっている。その他、平均値が4を超えている施策としては、高い順から「一次預かり」(4.881),「延長保育」(4.802),「病後児保育」(4.358),「不妊治療助成事業」(4.268),「幼稚園授業料等の負担軽減措置」(4.196),「病児保育」(4.171),「放課後児童健全育成事業への上乗せ措置」(4.122),「放課後子ども教室推進事業」(4.068),「貸与奨学金事業」(4.013)となっている。子どもの医療費助成に関しては、東京23区を中心に都心部において手厚い支援が行われており、現場で次世代育成支援対策を実施している担当者の実感として政策の有効度が高いと判断されていると推測される。また、一般的な保育事業の拡充よりも、延長保育や病後児方位区、病児保育など仕事との両立が可能な保育形態に対する評価も高いことが見て取れる。その他では不妊治療助成事業や子育ての経済的負担の軽減である幼稚園授業料等の負担軽減措置や、子育ての現物給付である放課後児童健全育成事業への上乗せや放課後子ども教室推進事業、教育関連として貸与奨学金事業についての評価が高い。

表15aから表15bは自治体が行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野について、第1候補から第3候補まで聞いたものを人口規模別で示したものである。この設問は自治体に取り組んでいる全ての施策分野の中から選択してもらうように設問を設定しているが、回答者は子育て関連の担当者であるため、ややバイアスのある回答である可能性は否めない。人口規模が小さい町村から広域市町村については、最優先施策は企業誘致、新規産業の育成などの経済分野と支援センターや保育所・保育サービスの増設など子育て分野が多く、その他では公共交通網の整備、市街地の整備など生活関連となり、地域の商店街支援、自治会の支援など地域分野、公的教育機関や学校教育の充実教育分野と続いている。特例市・中核市及び指定都市については、子育て分野に対する優先度が最も多く、その他では生活分野となり、経済分野や教育分野がそれに続いている。職業訓練の支援促進などの労働分野や公営住宅の増設、民間住宅の建設促進などの在宅分野に対する優先度は低いものとなっている。

表 14 各施策の次世代育成支援対策としての有効度についての記述統計

記述統計量と度数分布	度数	平均値	中央値	標準偏差	←有効ではない						有効である→ (%)	
					1	2	3	4	5	6	7	8
延長保育	1039	4.802	5	1.171	1.8	3.6	7.0	19.6	36.1	31.9	3.6	3.6
特定保育	1006	3.803	4	1.259	4.8	4.5	10.6	23.2	32.6	23.2	20.1	20.1
病児保育	1014	4.171	4	1.243	3.2	6.4	17.8	29.8	23.7	14.2	14.2	14.2
病後児保育	1025	4.358	4	1.192	2.0	5.8	13.4	29.6	32.2	17.2	17.2	17.2
一時預かり	1032	4.881	5	1.005	0.6	1.5	6.9	21.9	38.8	30.4	30.4	30.4
家庭的保育	1005	3.652	4	1.188	4.5	10.0	30.3	32.6	15.9	6.6	6.6	6.6
認可外保育所補助	1011	3.450	3	1.414	11.6	13.0	26.4	24.7	16.6	7.7	7.7	7.7
放課後児童健全育成事業への 業への上乗せ措置	1008	4.122	4	1.237	3.5	5.3	21.4	23.3	28.6	13.0	13.0	13.0
放課後子ども教室推進事業	1011	4.068	4	1.208	3.5	5.6	21.2	31.0	27.9	10.9	10.9	10.9
出産祝い金の支給	1005	3.548	4	1.394	8.8	13.8	26.1	26.3	15.3	9.8	9.8	9.8
幼稚園授業料等の負担 軽減措置	1007	4.196	4	1.254	3.7	5.1	17.7	31.0	26.3	15.8	15.8	15.8
貸与奨学金事業	1001	4.013	4	1.195	2.5	7.7	21.3	34.5	22.7	11.4	11.4	11.4
子どもの医療費助成	1031	5.124	5	0.913	0.5	0.7	3.4	17.1	33	40.3	40.3	40.3
不妊治療助成事業	1005	4.268	4	1.207	2.4	4.9	17.8	29.7	29.1	16.2	16.2	16.2
お見合い事業	993	3.205	3	1.278	10.2	18.7	31.0	25.2	10.3	4.6	4.6	4.6
ファミレ企業の認定・表彰	990	3.268	3	1.194	7.7	16.7	34.8	26.6	10.5	3.7	3.7	3.7
ファミレ企業の経済的支援	990	3.360	3	1.224	7.6	14.3	34.0	27.5	11.7	4.8	4.8	4.8
							最大	2番	3番			

表 15a 行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野：町村（1～2万人程度）

優先施策	1番目		2番目		3番目	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
経済分野	143	37.0	49	12.7	42	10.9
労働分野	0	0.0	8	2.1	7	1.8
地域分野	29	7.5	48	12.4	54	14.0
在宅分野	25	6.5	31	8.0	24	6.2
生活分野	55	14.2	63	16.3	41	10.6
子育て分野	60	15.5	74	19.2	93	24.1
教育分野	35	9.1	86	22.3	88	22.8
その他	39	10.1	15	3.9	9	2.3
合計	386	100%	374	100%	358	100%

表 15b 行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野：市（5万人程度）

優先施策	1番目		2番目		3番目	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
経済分野	119	34.7	42	12.2	48	14.0
労働分野	1	0.3	5	1.5	2	0.6
地域分野	19	5.5	42	12.2	43	12.5
在宅分野	5	1.5	15	4.4	7	2.0
生活分野	48	14.0	52	15.2	60	17.5
子育て分野	100	29.2	86	25.1	77	22.4
教育分野	26	7.6	83	24.2	67	19.5
その他	25	7.3	13	3.8	22	6.4
合計	343	100%	338	100%	326	100%

表 15c 行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野：広域市町村（10万人前後）

優先施策	1番目		2番目		3番目	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
経済分野	41	23.3	24	13.6	24	13.6
労働分野	1	0.6	2	1.1	3	1.7
地域分野	11	6.3	26	14.8	26	14.8
在宅分野	0	0	4	2.3	1	0.6
生活分野	38	21.6	29	16.5	32	18.2
子育て分野	52	29.5	45	25.6	49	27.8
教育分野	16	9.1	38	21.6	29	16.5
その他	17	9.7	7	4.0	6	3.4
合計	176	100%	175	100%	170	100%

表 15d 行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野：特例市・中核市

優先施策	1番目		2番目		3番目	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
経済分野	5	8.1	6	9.7	2	12.5
労働分野	0	0	1	1.6	0	0
地域分野	7	11.3	5	8.1	0	0
在宅分野	1	1.6	0	0	0	0
生活分野	8	12.9	10	16.1	2	12.5
子育て分野	19	30.6	14	22.6	9	56.3
教育分野	9	14.5	15	24.2	1	6.3
その他	10	16.1	6	9.7	2	12.5
合計	59	100%	57	100%	16	100%

表 15e 行政運営全体で優先的に取り組んでいる施策分野：指定都市

優先施策	1番目		2番目		3番目	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
経済分野	2	12.5	1	6.3	3	18.8
労働分野	0	0	0	0	0	0
地域分野	0	0	1	6.3	0	0
在宅分野	0	0	0	0	1	6.3
生活分野	2	12.5	5	31.3	3	18.8
子育て分野	9	56.3	3	18.8	2	12.5
教育分野	1	6.3	3	18.8	4	25.0
その他	2	12.5	2	12.5	3	18.8
合計	16	100%	15	100%	16	100%

■ 参考文献

石川 晃, 1992. 「近年における地域出生変動の要因—有配偶構造の影響—」, 『人口問題研究』 48-3, pp.46-57.

小池 司朗, 2006. 「出生行動に対する人口移動の影響について—人口移動は出生率を低下させるか?—」, 『人口問題研究』, 64-2, pp.3-19.

厚生労働省, 2004. 「平成 10 年～平成 14 年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況」人口動態統計特殊報告.

佐々井 司, 2006. 「都道府県別にみた出生率変化の要因分析」, 『少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究』, 厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）（課題番号 H-17-政策-017）平成 18 年度報告書.

平 修久, 2005. 『地域に求められる人口減少対策』 聖学院大学出版会.

西岡 一郎, 清水 昌人, 千年 よしみ, 小池 司朗, 江崎 雄治, 小林 信彦, 2005. 「わが国における近年の人口移動の実態—策 5 回人口移動調査(2001 年)の結果より—」, 『人口問題研究』 国立社会保障・人口問題研究所, 第 61 巻第 1 号 (253), 2005/03, pp. 18-40.

第4章 次世代育成支援対策：その変遷と現状

守泉理恵・増田幹人

はじめに

日本で出生率の低下が社会的に問題視され、公的な対応を行う必要があると認識され始めたのは1990年代に入ってからである。契機となったのは、1990年に起こった「1.57ショック」であった。1989年の合計特殊出生率（TFR）が、特別な事情もなく1966年の丙午のTFR1.58を下回ったことが分かり、出生率低下という現象へ俄かに社会的注目が集まり始めたのである。

出生率低下への政策対応としては、当初、女性の仕事と家庭の両立支援、中でも保育サービスの拡充が打ち出された。これは社会保障制度の枠内にある社会福祉分野に属する政策であり、少子化への対応は出発点から社会保障政策と密接な関わりを持つことになった。その後、少子化に対する施策は、少子化の要因として様々な事柄が指摘されるに従い、仕事と家庭の両立支援にかかわる労働政策、次世代の親となる子ども・若者に対する教育政策、住宅やまちづくりにかかわる対策などに広がり、多岐に及ぶようになった。

少子化問題に対応した諸政策は、まとめて「少子化対策」あるいは「次世代育成支援対策」と呼ばれるが、どちらも使われており呼称は混在している。「次世代育成支援対策」という言い方は2003年頃から出てきたもので、「少子化対策」が「子どもを産ませる政策」であるかのような印象を抱かせる名称だという声に配慮して使い始められた（山崎 2003）。現在の少子化関連施策は非常に多岐にわたり、子育て中の親だけでなく、これから結婚する人びとや次世代に親となる子どもたちも視野に入れたものになっている。本稿では、基本的に「次世代育成支援対策」という用語を用いることとしたい。

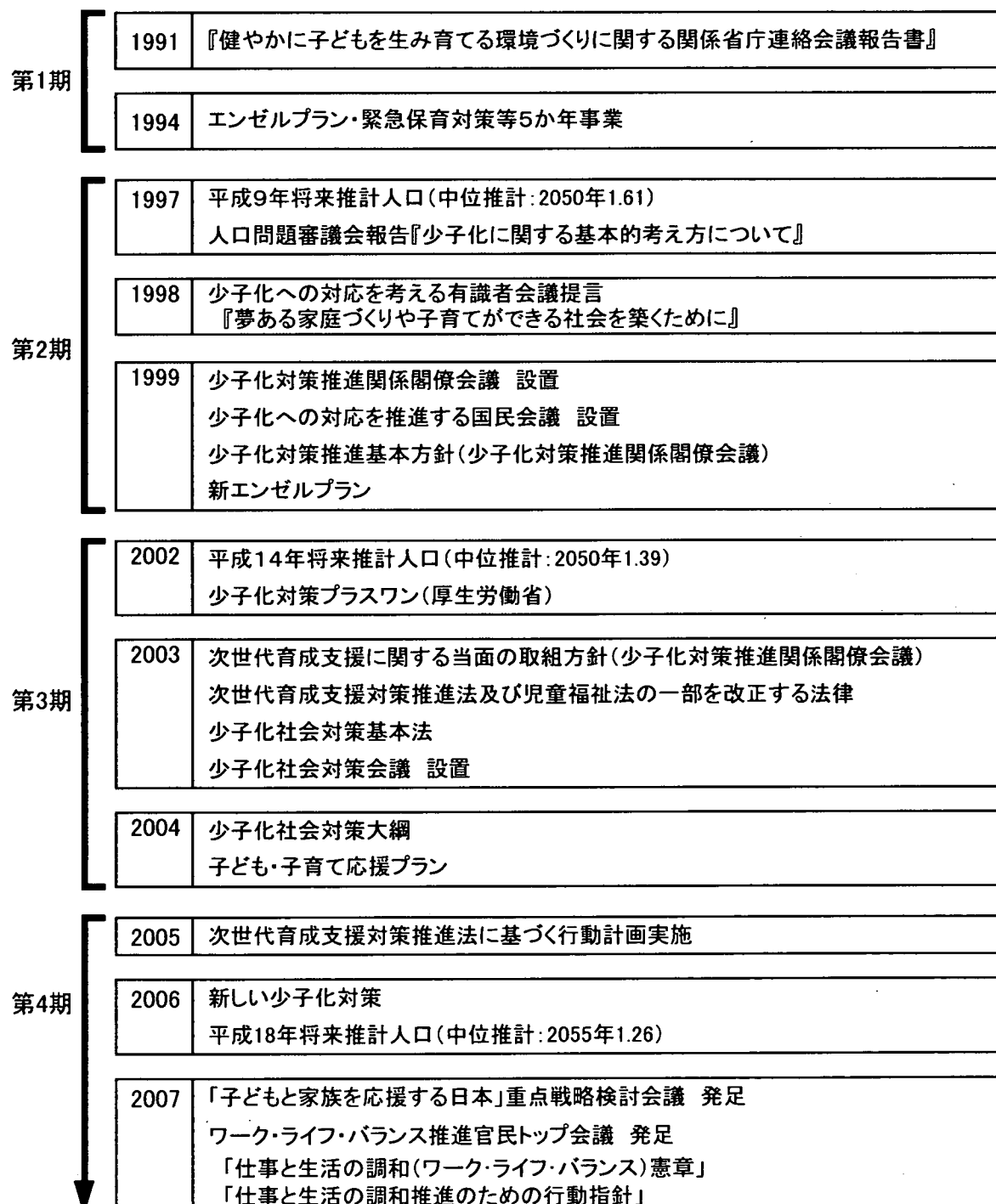
1. 次世代育成支援対策のこれまでの展開

次世代育成支援対策の政策展開を概観すると、保育サービスの拡充と少子化問題に対する国民的議論の喚起が中心だった第1期（1990～96年）、保育サービス拡充に加え、雇用環境や働き方への批判的視点と改善の提起を行った第2期（1997～2001年）、少子化関連施策の法整備が行われた第3期（2002～2004年）、法律に基づき官民一体となった推進体制が確立・開始された第4期（2005年以降）に分けられる（図1）。

2005年以降は、次世代法に基づく企業での行動計画の開始、総人口の減少の開始などの環境変化も後押しして、とくに「働き方の見直し」が国レベルの議論で活発化してきた。「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードに政策論議や調査研究が活発化し、国が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（2007年12月）、個別企業でもさまざまな工夫の展開がされるといった動きが見られる。

一方、地方自治体でも 2005 年 4 月から次世代法に基づく行動計画実施が開始され、基本的な子育て支援策の展開において地域差が縮小するとともに、自治体によっては、もう一段の工夫した対策も展開され始めた。次世代育成支援対策の中でも、「子育て支援」は自治体が工夫を重ねつつ担い、国は、必ずしも子育て支援だけにとどまる問題ではないが、それと関係が深い「働き方の見直し」を中心に進めるという形で、徐々に政策展開の流れが整理されつつある。

図 1 次世代育成支援対策（少子化対策）の展開（要約）



(1) 第1期 (1990～96年)

1990年6月に1989年の人口動態概況が公表されると政府が対応に動き出し、「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が同年8月に立ち上げられた。そのとりまとめ報告書では、少子化の主要因として20歳代女子の未婚率上昇を挙げ、未婚化の背景としては、女性の社会進出と経済力向上、および独身生活の魅力の増大の一方で、家事・育児と仕事の両立困難や住宅問題、子どもの教育問題、仕事優先の風潮の中での家庭軽視、性別役割分業の根強さ等に起因する結婚・育児への負担感増大があることを指摘した。この認識をふまえ、女性の仕事と家庭の両立支援、男性の家庭生活への参加支援、住環境の整備、母子保健の拡充、ゆとり教育といった項目を具体的対応として提示したが、この報告は、のちのエンゼルプランの下地となった。このほかにも、少子化を扱った会議報告書、白書が次々と作られた。

また、少子化問題への社会的関心を喚起するための「ウェルカムベビーキャンペーン」の実施(1992年4月～)や、雑誌やテレビでの特集、少子化問題を扱ったカンファレンスの開催など民間の運動も相次いだ。

そして、1994年12月に、最初の次世代育成支援対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)およびその重点施策を示した「緊急保育対策等5か年事業」が策定された。文部・厚生・労働・建設の各省大臣の合意で決められたもので、政策の実施期間は1995～99年度である。

エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。そして、仕事と育児の両立のための雇用環境整備、保育サービス充実、母子保健医療体制の充実、住宅・生活環境の整備、学校教育・家庭教育の充実、子育ての経済的負担軽減、子育て支援の基盤整備の7項目について具体的対応策を列挙し、特に保育サービスは目標値を定めて重点的に実施した。

(2) 第2期 (1997～2001年)

少子化への国民的議論が徐々に喚起され、エンゼルプランが策定・実施されたあとも出生率の低下は止まらなかったため、厚生省人口問題審議会では、1997年2月にこの問題について集中討議を始め、同年10月に『少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択』を公表した。少子化の原因や社会経済的背景を詳しく分析しており、少子化の要因として未婚率の上昇(晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇)と、夫婦が理想の子ども数を持っていない現状を指摘した。今後の対応のあり方について、固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行・企業風土の是正が重要という視点を新たに前面に打ち出し、その後の次世代育成支援対策の方向性に大きな影響を与えた。

続いて1998年7月に、内閣総理大臣主宰で「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、同年12月に公表した提言『「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くた

めに』では、人口審報告と同じく、日本的雇用慣行と結びついている男女の性別役割分業の見直しや職場優先の企業風土の是正、多様な働き方や企業による子育て支援の推進など、労働政策に関わる分野での対策の重要性を訴えた。さらに、家庭や教育における男女共同参画の推進、地域での子育て支援と保育サービスの拡充、子育ての経済的支援などの重点分野を挙げ、全部で約 160 項目もの具体的対策や検討すべき点を列挙した。この提言内容は、翌 99 年に策定される新エンゼルプランの下地となった。また、この会議の提言で内閣総理大臣を会長とする「少子化対策推進関係閣僚会議」、および「少子化への対応を推進する国民会議」が立ち上げられた。

少子化対策推進関係閣僚会議は、1999 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」を打ち出し、この方針に沿った具体的行動計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定した。新エンゼルプランの実施期間は 2000～2004 年度で、策定者は大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 省大臣であった。

エンゼルプラン時と異なるのは、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱っていることである。重点施策分野は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の 8 項目で、予算も増強された。

(3) 第 3 期（2002～2004 年）

2000 年度から新エンゼルプランが始動し、2001 年 7 月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定して「待機児童ゼロ作戦」をスタートさせるなどしたが、出生率反転の兆しは見られなかった。こうした中、政府は次世代育成支援対策の見直しを行い、2002 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を発表した。新たな視点として、若者の経済基盤の安定化を挙げ、さらに「男性を含めた」見直しという点を強調した。

少子化対策プラスワンの報告を受け、少子化対策推進関係閣僚会議では、翌 2003 年 3 月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を決定した。2003～2004 年を次世代育成支援対策の基盤整備期間と位置づけ、対策推進のバックボーンとなる少子化関連法の立法化を進めることになった。これにより、2003 年 7 月には、次世代育成支援対策推進法と少子化社会対策基本法がともに成立した。

次世代育成支援対策推進法は、国、地方公共団体、そして常時雇用労働者 300 人以上の企業に対して、次世代育成支援行動計画を策定し、2005 年 4 月から実施する義務を課した（常時雇用労働者が 300 人未満の中小企業は努力義務）。一方、少子化社会対策基本法は、今後の次世代育成支援対策の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めた。これに伴い、少子化対策推進関係閣僚会議は廃止さ

れて、内閣府に特別機関扱いで「少子化社会対策会議」が設置された。基本法は国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課しており、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が2004年6月に策定された。

少子化社会対策大綱は、施策の基本的方向やポイントを列記した行動指針となるべき文書であり、これを受けて2004年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。第3期次世代育成支援対策ともいえるこの行動計画の実施期間は2005～2009年度である。

子ども・子育て応援プランは、大綱に挙げられた「少子化の流れを変える」ための4つの重点課題である、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯（保育サービスの展開を含む地域における子育て支援、子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援、子育てのための安心、安全な環境）と、これらに取り組むための「28の行動」の具体的な行動計画を列挙している。それぞれの項目について、数値目標や実現した場合の将来の社会の姿（おおむね10年後）を示すとともに、働き方の見直しの分野や子どもの教育分野においても積極的に数値目標を定めたり、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の行動計画とリンクして目標値を定めたりするなど、これまでにない特徴をもったプランとなっている。予算も増強され、単年度で1兆3千～8千億円程度が組まれるようになった。

2. 次世代育成支援対策の現状

(1) 次世代育成支援対策をめぐる近年の動き

2005年の合計出生率が1.26と過去最低を記録し、少子化の流れを変えられない中、2006年6月に政府は「新しい少子化対策」と銘打った一連の追加対策メニューを提示した。これは、子どもの年齢別に子育て支援策を明記するとともに、働き方改革の一層の推進等を含む内容となっている。

その後、2006年12月に新人口推計が公表され、2002年推計よりもさらに厳しい出生率の見通し、人口減の見通しが示されたことから、政府は再び次世代育成支援対策のあり方について見直しと検討を行うことを表明し、2007年2月に少子化社会対策推進会議を廃止して、新たに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を発足させた。この会議には、下位部会として基本戦略分科会、働き方の改革分科会、地域・家族の再生分科会、点検・評価分科会が設けられた。各分科会で検討を重ねた上で2007年6月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」及びこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について（中間報告）」がとりまとめられた。その後、さらに議論を深めて、2007年12月には「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が公表された。

一方、国が優先的に取り組む課題として「働き方の見直し」「ワーク・ライフ・ balan

ス」が前面に押し出されるようになり、2007年7月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が立ち上げられ、同年12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。

次世代育成支援対策における働き方の見直しでは、当初、「ファミリー・フレンドリー」という形で仕事と子育ての両立の観点から議論されてきた。しかし、それだけでは労働者全般の理解は得られず、また、団塊の世代が大量に退職し、今後総人口も減少していく中で、性別・年齢・配偶関係にとらわれない多様な労働者を活用する必要が生じ、性別役割分業のもとで時間制約のない男性労働者だけを想定した働き方を見直さざるを得なくなってきた。そこで、子育て支援という限定された人たちだけを対象とした議論から、広く働き方の見直しを試み、それが次世代育成支援にもつながるという形で少子化問題への接近が試みられるようになったのである。今後、「子育て支援」は住民と直接向かい合う地方自治体が、地域独自の事情に応じて工夫しつつ担う一方、政府レベルでは働き方の見直しを中心とした労働・生活環境の変革に取り組み、両者がうまくかみ合っただけで動き出すことで、大きな政策効果が表れると期待される。

3. 次世代育成支援：自治体、企業の独自取り組み

次世代法による行動計画の義務化に伴い、住む地域によって受けられる子育て支援に大きな差が出る状況は改善した。こうした中、基本的な取り組みに加えて、さらに独自の取り組みを行う自治体も出てきている（巻末に地方自治体が行っている独自支援をピックアップして一覧にした資料を付したので参照のこと）。

例えば、石川県では3人以上の子どもを持つ家庭に「プレミアムパスポート」を発行し、子どものいる家庭にさまざまな買い物特典を与えることで間接的に経済的支援を行い、子育てしやすい環境を官民共同で作っている。東京都杉並区・板橋区などでは「子育てバウチャー（利用券）」を導入し、子どもを持つ家庭が無料で様々な支援サービスを受けられる制度を運営している。これらに似た取り組みは全国に広がり、国もこうした制度の普及・啓発に乗り出した。子育て家庭にとって関心の高い医療費助成も、東京23区のうち19区では中学3年生まで自己負担分が無料、京都府南丹市では高校生まで1ヶ月1医療機関で自己負担200円とするなど、助成期間を延ばす自治体が出ている。住宅の面でも、長野県下條村での若年世帯優遇の村営住宅賃貸、東京都板橋区での新婚と子ども3人以上世帯への区立住宅家賃助成といった取り組みがある。子育て支援の財源確保の方策としては、東京都中央区で「子育て応援債」を発行し保育園や家庭支援センターの整備に当てるという事業が実施されており、秋田県では教育や子育て支援策に用途を限定した「子育て新税」（住民税所得割部分に0.4%上乗せ）の導入を検討している。

地方自治体では、今後の人口減少の中で若い世代の呼び込みや流出の防止が喫緊の課題となっている。若い人口の流出には、基本的にはその自治体の立地条件（働く場がある、通勤のため都市に近い、交通の便が良いなど）の影響が非常に強いものの、自治体の子育

て支援への熱意や財政投入状況、地域文化（三世代同居や緊密な近所づきあいの有無など）も決め手となる（岩淵編 2004 ; 2005）。こうした背景から、若い年齢層の住民をひきつけようと、自治体では子育て支援策を競って展開しており、財源確保が厳しい中で工夫を凝らした独自の制度創設が相次いでいる。

一般事業主（企業）については、次世代法に罰則がないため、法律施行前にはどれほど行動計画の届出があるか危ぶむ声もあったが、届出状況は平成 18 年 6 月末時点で 99.7% に達した。他方、努力義務とされた中小企業においては、届出は 1,657 社（平成 18 年 3 月時点）にとどまっている。中小企業は全企業の約 75% を占め、雇用者の約 6 割を抱えているため、今後、中小企業の行動計画策定を義務付けられるかどうか焦点となってくる。

企業においては、働き方が問題になり始めた 1990 年代後半の頃には、平成不況のただ中であつたこともあり、コスト増が避けられない子育て支援には消極的な空気があつた。しかし、2005 年国勢調査、2006 年将来人口推計などによって将来の人口減少が具体的に示されたこと、団塊世代の大量退職の時期を迎えたこと、不況を脱して経済が好転し人手不足感が強まってきたことなどの背景要因が後押しとなって、優秀な人材確保のため、また、すでにいる社員の定着や生産性向上のために独自の支援制度を打ち出す企業も多くなってきた（巻末に企業が行っている独自支援をピックアップして一覧にした資料を付したので参照のこと）。

例えば、企業内保育所の設置、育児休業の有給休暇化、育児休業中の現金支給または基本給の一部支給、育児休業の分割取得制度の導入、不妊治療費の助成や不妊治療のための休業制度、出産祝い金の支給、育児手当の支給、保育費・ベビーシッター費の助成や保育所・ベビーシッターの紹介制度、鉄道会社による駅前保育所の設置、第 3 子出産費用と義務教育費用の給付といった取り組みがある。また、社内にワーク・ライフ・バランスに関わる専門部署を置く企業も増えている。

多様な働き方ができる制度を持つ企業も次々と登場している。具体的には、転勤要件がないエリア職の正社員の設定、パートタイム労働者の正社員登用制度、退職者の復職制度の実施、育児のための短時間勤務制度の利用可能期間延長、フレックス勤務制度や始業・終業時間の繰上げ・繰下げができる制度の導入、在宅勤務制度の導入、長期休職制度や週休 3 日制の導入などである。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定事業主制度のほか、厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰制度（ファミリー・フレンドリー企業表彰と均等推進企業表彰を平成 19 年度に統合）や、いくつかの県や市で行われている子育て支援企業の表彰制度・登録制度で認定を受け、こうしたステイタスを取得することが、企業にとって優秀な人材確保に向けたアピールのひとつになるという意識が少しずつ広がってきている。多様な働き方を認めたり、子育ての経済的支援を行ったりする取り組みが、社員の定着率を改善し、生産性を高めるというプラスの評価が出始めているのである（内閣府 2006）。認定企業に対して、自治体が低利融資などを行う制度も少しずつ始まっており、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みが経営面でも実質的な利益につながる環境が広まっていくことが予想される。

今後、若年人口の減少とともに、ますます労働力の確保競争が激しくなると見込まれ、こうした事情が後押しとなって、企業の子育て支援の取り組みや多様な働き方が出来る仕組み作りも工夫されていくだろう。

そのほか、NPO 法人の活躍も目立ってきた。NPO 法人は、自治体や企業でカバーできない分野の子育て支援サービスを供給する主体として注目されている。親子のつどいの広場づくり、育児相談、病児保育、一時預かりなど地元密着型の多彩な事業を展開している。

4. まとめ

これまで見てきた内容から分かるように、次世代育成支援対策は、当初は「子どもを持つ家庭、および子育て中の（働く）女性に限定した支援策」ともいえる施策メニューから出発し、少子化の要因研究が進むにつれ徐々に働き方の問題や、次世代に親となる若者や子どもへの対策、地域のつながりの再生など幅広い内容を持つ政策パッケージへと発展してきた。また、子育て支援は地方自治体が地域の事情に合わせてきめ細かく展開し、一方で地方自治体が権限を持たない労働政策の分野では、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードに幅広い改革を政府が担うという役割の住み分けもできつつある。ワーク・ライフ・バランスの推進は、子育て支援という視点だけでなく、すべての人に関わる、広く働き方を見直す生活環境の改善である。そうした環境整備と、地域ごとのきめ細かな子育て支援がうまくかみ合って動き出せば、「産み育てやすい社会」の実現へと近づき、出生率上昇という形での政策効果があらわれてくる可能性も高くなるだろう。

しかし一方で、次世代育成支援対策は、従来の社会保障政策、労働政策、教育政策、住宅政策から、結婚・子育てに関連するものを集めてきて構成されているという性格を併せ持つ。もともとは子育て支援のために創設されたわけではない施策も含むなど、全体として整合性や統一性に欠けるというきらいもある。考えられる対応策がほぼ出揃い、財政制約が厳しい中では、どの施策を重視して中心にすえ、政策を展開していくか一層明確にしていかなければならない時期に来ている。

参考文献

岩淵勝好編（2004）『出生率の地域格差に関する研究』平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書、財団法人こども未来財団。

岩淵勝好編（2005）『出生率上昇に寄与する政策効果に関する研究』平成 16 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団。

内閣府（2006）『少子化社会対策に関する先進的取組事例研究報告書』。

山崎泰彦（2003）「育児の社会化と育児保険構想」第 5 回 FROM（妊娠・出産をめぐる自己決定権を支える会）総会資料。 <http://www.japanfrom.org/from/info.html>

地方自治体の独自施策				
対策大分類	対策中分類	対策小分類	内容	対象自治体
経済的支援	出産祝い金		第3子100万円、第4子150万円、第5子200万円の出産祝い金を支給。	福島県矢祭町
経済的支援	出産祝い金		第3子20万円、第4子40万円の出産祝い金を支給。	愛知県吉良町
経済的支援	出産祝い金		第3子50万円、第4子100万円の出産祝い金を支給。	島根県海士町
経済的支援	出産祝い金	新生児誕生祝い	区内商店街で使える共通買い物券3万円を支給。	東京都中央区
経済的支援	出産祝い金	本巣市出産祝い金支給に関する条例	第3子30万円、第4子以降50万円の出産祝い金を支給。	岐阜県本巣市
経済的支援	出産祝い金	出産奨励金制度	第1子3万円、第2子3万円、第3子8万円、第4子以降15万円の出産奨励金を支給。	岐阜県飛騨市
経済的支援	出産祝い金	白川町育児給付金等支給制度	第3子以降に10万円の育児給付金を支給する。	岐阜県白川町
経済的支援	出産祝い金	すこやか子育て奨励金	第3子10万円、第4子以上15万円の子育て奨励金を支給（結城市金券で支給）。	茨城県結城市
経済的支援	出産祝い金	誕生祝事業	第3子5万円、第4子以降8万円の祝い金を支給（高岡市共通商品券の交付により支給）。	富山県高岡市
経済的支援	出産祝い金	江津市出生祝金事業	祝金を1万円を支給。	島根県江津市
経済的支援	出産祝い金	出産奨励金	第1子から5万円の出産奨励金を支給。	新潟県佐渡市
経済的支援	出産祝い金	ソルの里子宝お祝い金支給事業	第3子以降につき、①出生時10万円、②1歳から5歳までは誕生日を迎えたとき2万円、③小学校就学のとき10万円支給。	鹿児島県出水市
経済的支援	出産祝い金	出生祝金支給事業	第3子以降10万円を支給。	鹿児島県国分市
経済的支援	出産祝い金	出産祝金・祝品	第1子及び第2子には3千円相当の祝品、第3子以降には5万円の祝金支給。	大分県竹田市
経済的支援	婚姻に対する祝い金	白川村婚姻に対する祝金支給条例	婚姻が成立した際に祝い金10万円を支給。	岐阜県白川村
経済的支援	婚姻に対する祝い金	農業後継者結婚相談事業	1組につき10万円の結婚祝金を支給。	鹿児島県鹿屋市
経済的支援	婚姻に対する祝い金	後継者対策事業	結婚仲介者に対し結婚するカップル1組につき5万円、漁業後継者で結婚する者に対して結婚祝金5万円支給。また、農業後継者で結婚する者に対して結婚記念品5万円を贈呈。	鹿児島県指宿市
経済的支援	婚姻に対する祝い金	後継者対策事業	農業、漁業後継者に結婚祝金10万円支給。	鹿児島県西之表市
経済的支援	児童手当		「次世代教育育成手当」として、高校生まで国の児童手当と同額を支給。妊娠5ヶ月以降の人にも、月5000円の誕生準備手当を支給。	東京都千代田区
経済的支援	児童手当		中学修了まで2人目までは月5000円を支給。	東京都中央区
経済的支援	児童手当	乳児養育手当を拡充	1歳未満の子がいる家庭に支給している乳児養育手当を拡充。月額1万～1万3千円を一律1万3千円にするとともに、所得制限を緩め、支給対象を4割以上増やす。	東京都江戸川区
経済的支援	児童手当		次世代育成手当（児童手当）を、妊娠中から高校3年まで拡充。	東京都千代田区
経済的支援	保育サービス補助		3人目以降の子供については、妊娠中の検診費から3歳に達するまでの医療、保育料までが原則無料。	福井県
経済的支援	保育サービス補助		第3子の保育料助成。	東京都文京区
経済的支援	保育サービス補助		保育料無料化を実施。	福島県田村町
経済的支援	保育サービス補助		認証保育所の保育料助成。	東京都練馬区
経済的支援	税額控除		第3子のいる世帯への市民税還付。	栃木県鹿沼市
経済的支援	バウチャー（利用券）制度	子育て支援バウチャーを発行	就学前の子供のいる世帯に、子育て分野に使い道を限定した「杉並子育て応援券」の発行を開始。	東京都杉並区
経済的支援	バウチャー（利用券）制度	子育て支援バウチャーを発行	直接的な育児サービスだけでなく、母親の気分転換などにも用途を広げている。	東京都板橋区 東京都日の出町
経済的支援			母子生活支援施設の整備。	東京都中野区
経済的支援	妊娠検診費用について		都外への里帰りでも妊娠の検診費用を助成。	東京都板橋区
経済的支援	妊娠検診費用について		妊婦検診費用の助成を、現在の1回から5回に拡大する。5回の助成は、政令指定都市の中では新潟市と並んで最高の回数。	北海道札幌市
経済的支援	子育て応援債		保育事業に対して準備費や運営費を助成・融資するために、子育て応援債を発行。	東京都中央区
経済的支援	出産支援		タクシー券3万円を支給し、産婦人科への通院負担を軽減。	東京都中央区
経済的支援	事業者補助		200平方メートルを上限に、最大で75%の賃料を補助。	東京都中央区
経済的支援		ハッピーマザー助成	妊娠中の女性が安心して子どもが産めるように、1回の妊娠につき5万円を助成。	東京都渋谷区

対策大分類	対策中分類	対策小分類	内容	対象自治体
経済的支援			妊婦の検診費の助成額を、従来の2万円から大幅引き上げ。	東京都新宿区
経済的支援			第2子が生まれた世帯に、銀行と折半して1万円入りの預金通帳をプレゼントする事業を開始。第1子の場合は、ベビー用品メーカーと協力してコップを贈る。	大阪府池田市
経済的支援	子育て支援パスポート事業	子育て中の家族が買い物をした際、商品の割引など特典を受けられる制度。	名称：プレミアム・パスポート事業。18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象。	石川県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：なら子育て応援団事業（多子世帯応援隊）。18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象。2007年9月末で金融機関、スーパー、美容室など約1000店・団体が参加している。	奈良県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：えひめのびのび子育て応援隊事業。子育て家庭全般を対象。	愛媛県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：しずおか子育て優待カード事業。18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	静岡県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：しまね子育て応援パスポート事業。18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	島根県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業。18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	岐阜県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：とやま子育て応援団事業。18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	富山県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：やまなし子育て応援カード事業。18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象。	山梨県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：家族ふれあい優待制度。中学生以下の子供が1人以上いる世帯を対象。	和歌山県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：おかやま子育て応援カード事業。小学生以下の子供が1人以上いる世帯を対象。	岡山県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：「子育て応援の店」推進事業。就学前の子供が1人以上いる世帯を対象。	福岡県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：九州子育て応援の店事業。就学前の子供が1人以上いる世帯を対象。	佐賀県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：ながさき子育て応援の店事業。就学前の子供が1人以上いる世帯を対象。	長崎県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：くまもと子育て応援の店・企業推進事業。就学前の子供が1人以上いる世帯を対象。	熊本県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：おおい子育て応援団事業。18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	大分県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：みんなで子育て応援運動。就学前の子供が1人以上いる世帯を対象。	宮崎県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：子育て応援イクちゃんサービス事業。小学生以下の子供が1人以上いる世帯を対象。	広島県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：「GO!GO!くつつき隊」応援事業。小学生以下の子供が1人以上いる世帯を対象。	徳島県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：かごしま子育て支援パスポート事業。18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	鹿児島県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：淡海（おうみ）子育て応援団事業。子育て家庭全般を対象。	滋賀県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	青森県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	岩手県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	就学前の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	山形県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	福島県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	茨城県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	栃木県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	中学生までの子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	群馬県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	中学生までの子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	埼玉県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象。	福井県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	愛知県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	三重県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	京都府

対策大分類	対策中分類	対策小分類	内容	対象自治体
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。子どもがいる家庭に「まいど子どもカード」を発行しており、例えば大阪信用金庫では子どもが3人以上いると、定期預金の金利を0.3-0.5%上乘せしてもらえる。	大阪府
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	名称：ひょうご子育て応援の店。18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	兵庫県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	鳥取県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	山口県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる世帯を対象。	香川県
経済的支援	子育て支援パスポート事業	以下同上。	18歳未満の子供が1人以上いる（妊娠中も含む）世帯を対象。	高知県
不妊治療対策			不妊治療費の一部助成の実施。	宮城県登米市
不妊治療対策			県職員が不妊治療を受けるための特別休暇制度の実施。	岐阜県
不妊治療対策			妊娠前・妊娠中に、特定不妊治療費、および妊産婦検診費用を助成。	東京都多摩市
保育・現物給付等	延長夜間保育		全47園で延長保育。夜間は17園で実施（最長午後10時まで）。	東京都品川区
保育・現物給付等	休日保育		3園で日曜、祝日も対応。年末も30日まで預かる所もある。	東京都品川区
保育・現物給付等	病児・病後児保育		医療機関と連携して病児・病後児保育を実施することで、保護者の就労を支援。	東京都品川区
保育・現物給付等	病児デイケア		病気や回復期の子供を看護師らが預かるサービス。県と市の補助により、一日4370円の利用料が市内在住者は2000円で済み、第3子からは無料。	福井県
保育・現物給付等	すみずみ子育てサポート事業		一時保育や子供の送迎などを気軽に請け負う。	福井県
保育・現物給付等	認証保育所		2001年に都が導入した独自の制度。建物の広さなどで認可保育所の基準を満たさなくても、都が独自に認証して、市区町村とともに指導・助成をするもの。2007年4月現在、都内で367か所設置されている。	東京都
保育・現物給付等			妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度の実施。	東京都港区
保育・現物給付等	家庭訪問		各家庭への「すくすく赤ちゃん訪問」事業の実施。保健師と児童センターの福祉職員が連携して生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭を全戸訪問するもの。	東京都品川区
保育・現物給付等	家庭訪問		保育所保健師による新生児全家庭訪問。	東京都千代田区
保育・現物給付等	家庭訪問		育児家庭への訪問制度。	東京都豊島区
保育・現物給付等			「NOBODY's PERFECT PROGRAM」：育児の悩みなどを少人数で話し合う講座の開設。	東京都千代田区
保育・現物給付等			子育てサポーター制度の創設。	東京都荒川区
保育・現物給付等	幼保一元化		国の認定子ども園に先駆けて、一体施設3園を設置。幼保一元化を促進。	東京都品川区
保育・現物給付等	幼保一元化		区立愛日幼稚園・中町保育園で幼保一元化。	東京都新宿区
保育・現物給付等	幼保一元化		全国初の区立の幼保一元化施設の開設。	東京都千代田区
保育・現物給付等	幼保一元化		幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、「認定子ども園」が都内で3か所オープンした。	東京都
保育・現物給付等	幼保一元化		四谷で認定子ども園である、区立子ども園を開設。	東京都新宿区
保育・現物給付等	駅前子育て施設		京王線百草園駅前にある旧コンビニエンスストアを借り上げ、子育て支援施設（駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」）を開設した。子育て中の親と乳幼児が集う「子育てカフェ」と「夕食を提供する児童預かり施設」の二つの機能を持たせている。	東京都日野市
保育・現物給付等	子育て支援施設		実家のような雰囲気の中で、子育て情報の交換や一時保育など育児を支援する新しいタイプの事業を実施。→ 借り切った一軒家を活動場所としている「みんなの実家@（アットマーク）まちや」。	東京都荒川区